

## KC-135のエマージェンシーについて

令和7年4月21日付広資料第17号及び同月22日付広資料第18号  
でお知らせしたこのことについて、防衛省北関東防衛局から、下記のとおり  
情報提供がありましたので、お知らせします。

### 記

#### ○ 情報提供内容

##### 1 防衛省北関東防衛局から米軍への照会内容

- ・ 本着陸は、「緊急着陸」か「予防着陸」(※)のどちらか
- ・ 当該機の所属
- ・ エマージェンシー宣言を行うに至った理由の概要

##### 2 米軍からの回答

運用上の保全のため、飛行や航空機の運用に係る特定の情報を開示  
することはできません。

我々の航空機の運用は、すべて合衆国政府及び日本国政府間の関連  
する空域に係る合意及び規則に則って実施されます。

※ 緊急着陸：航空機の航行に影響する異常が発生した場合に、その危険  
を回避するために速やかに行う航空機の着陸

予防着陸：パイロットが飛行中に、航空機の何らか通常とは異なるこ  
とを示す兆候を察知した場合に、危険の未然防止のために  
必要な手段として行う着陸